風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一　大麻提供営業の新設

　「大麻提供営業」とは、喫茶店等の設備を設け、特定独立行政法人大麻専売機構から購入した大麻を、客（大麻使用資格者に限る。）に提供し、摂取させる営業とすること。

第二　大麻提供営業の許可制等

一　許可

　大麻を提供しようとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を義務とすること。

二　条件

　公安委員会が、公序良俗に反する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度に応じて、許可に条件を付し、及びこれを変更することを認めること。

第三　大麻提供営業の順守事項

　大麻提供営業者は、営業所の構造及び設備を、第四条第二項第一号の技術上の基準に適合するよう維持することを義務とすること。

第四　条例への委任

一　区域制限

　都道府県が、公序良俗に反する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、大麻提供営業を営むことを禁止することを認めること。

二　時間制限

　都道府県が、公序良俗に反する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、大麻提供営業の営業時間を制限することを認めること。

第五　距離制限の規定

　第二十八条第一項から第十項及び第十二項の規定は、大麻提供営業について準用すること。